

○相楽郡広域事務組合公印規則

(昭和56年8月制定)

改正 平成16年5月28日規則第5号 平成20年3月28日規則第1号
平成28年2月25日規則第4号

(趣旨)

第1条 相楽郡広域事務組合の公印に関しては、ほかに定めるものを除くほかこの規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において公印とは、公文書に使用する職印等をいう。

(種類等)

第3条 公印の番号、名称、形状、寸法、用途、個数、保管者は、別表のとおりとする。

(公印台帳)

第4条 次長は、公印台帳(別記様式)を備え、すべての公印をこれに登録するものとする。

(管理)

第5条 公印は、別表に定める保管者が管理するものとする。

2 公印は、保管者が1ヶ所にまとめて管理し、退庁時には、ロッカー等施錠できる場所に収納しなければならない。

(使用)

第6条 公印の押印を要する場合は、押印を要する文書に原議書を添えて公印の保管者に提出しなければならない。

2 公印は、公印の保管者が直接押印するものとする。ただし、公印の保管者があらかじめ指定した者等がその承認を得て使用する場合はこの限りでない。

3 公印を使用したときは、その文書と原議書とに契印し、契印を省略する場合は、原議書に公印使用済と朱書するものとする。

(印影の印刷)

第7条 同一文書で一時に多数の施行をする場合は、印影の印刷により押印にかえることができる。

2 印影の印刷をしようとする職員は、当該公印の保管者及び次長の承認を受けなければならない。

3 印影の印刷は、必要により縮小することができる。

4 印影を印刷した用紙には、欄外、裏面その他余白に印影印刷承認年月日をあわせて刷り込むものとする。

(公印の改廃等)

第8条 公印の調製及び改廃をしようとするときは、次長と協議しなければならない。

2 公印の調製及び改廃は、次に掲げる理由によらなければこれをしてはならない。

(1) 法令、条例、規則の制定、改廃によるもの

(2) 公印が紛失又は盗難にあったとき。

(3) 公印が偽造その他不正に使用されたと認められるとき。

(4) 公印が磨滅又はき損したとき。

3 改廃等による旧公印は、直ちに次長に引継がなければならない。

4 印刷用原版の調製及び使用済の原版の取扱いは、第1項及び前項の規定を準用する。なお、印刷用原版は、公印の保管者が公印に準じて管理し、必要のつど次長を通じて業者に貸出すものとする。

(印影の告示)

第9条 公印を調製及び改廃したときは、その印影、用途等を告示するものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に代表理事が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年8月1日から適用する。

附 則（平成16年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、平成16年5月1日から適用する。

附 則（平成20年規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第4号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別 表 (第3条関係)

公印 番号	名 称	形状	寸法	用 途	個数	保管者
1	相楽郡広域事務 組合之印	正方形	24mm 平方	組合名をもって 施行する文書	1	事務局長
2	相楽郡広域事務 組合代表理事之 印	〃	21mm 平方	代表理事名をも って施行する文 書	1	事務局長
3	相楽郡広域事務 組合代表理事職 務代理者之印	〃	21mm 平方	代表理事職務代 理者名をもって 施行する文書	1	事務局長
4	相楽郡広域事務 組合会計管理者 之印	〃	18mm 平方	会計管理者名を もって施行する 文書	1	会計管理者
5	相楽郡広域事務 組合事務局長之 印	〃	18mm 平方	事務局長名をも って施行する文 書	1	事務局長
6	相楽消費生活セ ンター長之印	〃	18mm 平方	相楽消費生活セ ンター長名をも って施行する文 書	1	事務局長
7	契 印	だえん 形		契印用	1	事務局長

別記様式

公 印 台 帳

印 影		公印番号	
		公印名称	
		形 状	
		寸 法	
調 整	年 月 日	用 途	
材 質		保 管 者	